

仙台市優良建設工事表彰基準

(平成18年3月22日 財政局長決裁)

1. 対象工事

- (1) 工事種別 仙台市（公営企業を除く）が発注した建設工事を、一般土木、舗装、造園、維持管理（補修工事に類するもので、いわゆる「管内もの」と呼ばれる工事など）、建築、電気設備及び機械設備の種別に分類する。
- (2) 最終請負代金額 500万円以上の工事を対象とする。ただし、電気設備工事、機械設備工事については300万円以上の工事を対象とする。
- (3) 工期 表彰年度の前年度に完成した工事とする。
- (4) 施工者所在地 県内に本店を有する建設業者とする。

2. 推薦基準

工事及び技術者の推薦は、工事担当部（課、所）長より前記1の対象工事の内から、次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) 工事の出来栄え、品質が特に優れており、工事評定点（仙台市工事成績評定要領（平成25年3月19日財政局長決裁）第6の工事評定点）が80点以上のものであること。
- (2) 工事の施工上、困難な条件を克服して工期内完成を図ったこと。
- (3) 工事発注に対する理解が高く、市との連携、協調が適切に行われていること。
- (4) 地元住民への配慮が行き届いており、工事の説明や苦情対応が適切であったこと。
- (5) 建設現場の安全管理が十分確保されており、労働災害や公衆災害が発生（ただし、不可抗力による場合は除く。）していないこと。
- (6) 請負者に、仙台市の競争入札参加資格者として、次に掲げる事項に該当する不誠実な行為がなかったこと。
- ① 工事が完成した年度の4月1日から表彰日までに、仙台市の指名停止処分を受けた場合
 - ② その他、表彰することが不適当と認められる行為があった場合
- (7) 技術者は、工事毎に、現場代理人、主任（監理）技術者のうちから1名を推薦するものとし、(1)から(6)に掲げるほか、次に掲げる事項に該当するものであること。
- ① 建設現場の安全管理等に十分留意し、他の従業員の模範となる者であること。
 - ② 工事が完成した年度の4月1日から表彰日までに、社会通念上不名誉なことがなかった者であること。
 - ③ 当該会社の代表者以外の者であること。

3. 選考基準

工事及び技術者の選考は、前記2により推薦を受けたもののうち、前記1の対象工事の工事種別ごとに上位5パーセントのものとする。ただし、工事評定点が85点以上の場合、または、上位から5パーセント目に相当する工事評定点が複数ある場合は、5パーセントの範囲を超えて表彰することができるものとする。

この改正は、平成19年4月19日から実施し、平成18年度完成工事の表彰から適用する。

附 則（平成22年2月10日改正）

この改正は、平成22年4月1日から実施し、平成21年度完成工事の表彰から適用する。

附 則（平成26年3月28日改正）

この改正は、平成26年4月1日から実施し、平成25年度完成工事の表彰から適用する。

附 則（平成29年8月30日改正）

この改正は、平成29年9月1日から実施し、平成29年度完成工事の表彰から適用する。

附 則（平成31年3月27日改正）

この改正は、平成31年3月27日から実施し、平成30年度完成工事の表彰から適用する。

附 則（令和3年3月27日改正）

この改正は、令和3年3月27日から実施し、令和2年度完成工事の表彰から適用する。